

訂正とお詫び

『最新 保育士養成講座』第4巻「社会福祉」に下記のような誤りがありました。ここに訂正し、ご迷惑をおかけいたしましたこととお詫び申し上げます。

全国社会福祉協議会出版部

正誤表

該当頁：68 頁

表 2-3 扶助の種類と内容

【誤】

扶助の種類	内容
生活扶助	主に食費、水道光熱費、被服費など生活をするのに必要な費用に支給される。
教育扶助	義務教育を受けるために必要な費用として学習支援費、教科書代、学校給食費、通学費などが支給される。
住宅扶助	住居の家賃、住居の補修をするために必要な使用が支給される。
医療扶助	病気やケガなどによる医療の受診に必要な費用が支給される。
介護扶助	介護サービス（居宅介護、福祉用具、住宅改修、施設介護、移送）を受けるために必要な費用が支給される。
生業扶助	仕事に就くために必要 な 資金や技能の習得などの費用が支給される。また、高等学校での教材費や授業料、通学費などが高等学校等就学費として支給される。
葬祭扶助	葬祭、火葬、埋葬費などの費用が支給される。

【正】

扶助の種類	内容
生活扶助	主に食費、水道光熱費、被服費など生活をするのに必要な費用に支給される。
教育扶助	義務教育を受けるために必要な費用として学習支援費、教科書代、学校給食費、通学費などが支給される。
住宅扶助	住居の家賃、住居の補修をするために必要な使用が支給される。
医療扶助	病気やケガなどによる医療の受診に必要な費用が支給される。
介護扶助	介護サービス（居宅介護、福祉用具、住宅改修、施設介護、移送）を受けるために必要な費用が支給される。
出産扶助	<u>分べんの介助、分べん前および分べん後の処置、脱脂綿・ガーゼその他の衛生材料の費用が支給される。</u>
生業扶助	仕事に就くために必要 な 資金や技能の習得などの費用が支給される。また、高等学校での教材費や授業料、通学費などが高等学校等就学費として支給される。
葬祭扶助	葬祭、火葬、埋葬費などの費用が支給される。

※裏面につづく

該当頁：107 頁

(2) 児童福祉関係機関の専門職

② 児童指導員

【誤】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下、設置運営基準）に、児童養護施設、児童指導員、児童発達支援センター、障害児入所施設などに置かなければならないと規定されている（第 42 条他）。

【正】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下、設置運営基準）に、児童養護施設、障害児入所施設（福祉型・医療型）、児童発達支援センター（福祉型・医療型）、児童心理治療施設には置かなければならないと規定されている（第 42 条、第 49 条、第 58 条、第 63 条、第 69 条、第 73 条）。